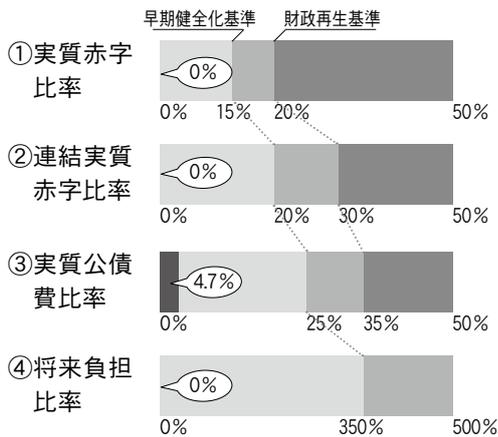


健全化判断比率と資金不足比率を算定  
**全て基準下回り数値は良好**

■健全化判断比率



町では、公表が義務付けられている令和5年度の健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を算定しました。これは、財政の健全性を判断するための指標と基準に基づいて行われているもので、算定の結果、全ての指標で国が定める基準を下回り、良好な状態を示しています。

◆問い合わせ 町財政課財政係（☎82-3111 内線421）へどうぞ。

■資金不足比率

本町の資金不足比率は全ての公営企業会計（水道事業、漁業集落排水処理事業、公共下水道事業）で0%となり、経営健全化基準である20%を下回りました。

【用語解説】

- ①**実質赤字比率**…一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ②**連結実質赤字比率**…全ての会計の赤字や黒字を合算し、町全体の財政運営の深刻度を示すものです。
- ③**実質公債費比率**…借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ④**将来負担比率**…一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。
- ・**早期健全化基準**…財政状況が要注意ゾーンに達する基準値。①～④のいずれかがこの

基準を超えると、財政健全化のため対策を取らなければなりません。

- ・**財政再生基準**…財政状況が危険ゾーンに達する基準値。①～③のうち1項目でもこの基準を超えると財政再生団体（民間でいう倒産）となり、国の管理下で財政再建対策が取られることとなります。
- ⑤**資金不足比率**…公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。
- ・**経営健全化基準**…公営企業の経営状況が要注意ゾーンに達する基準値。この値を超えると健全化のため対策を取らなければなりません。

町長交際費と旅費・食糧費の執行状況

町では、より公正で透明な町政を運営するため、四半期ごとに町長交際費と旅費・食糧費の執行状況（支出額）を公表しています。今回は、令和6年度予算の第3・四半期（10月1日～12月31日）の状況をお知らせします。町長交際費は、町長が行政執行上に必要な外部との交際に要する経費で、各種総会・大会などの祝い金や会費、負担金などがあります。※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

◇町長交際費の執行状況

項目	件数		支出額（千円）	
	当期分	累計	当期分	累計
総会・大会などの祝い金	1	16	5.0	112.0
会費・負担金	8	17	80.9	146.9
寸志など	0	0	0.0	0.0
激励金	0	0	0.0	0.0
見舞金	0	1	0.0	10.0
折衝・懇談	0	0	0.0	0.0
香典	1	3	5.0	20.0
土産品	2	4	21.0	31.0
合計	12	41	111.9	319.9

◇旅費・食糧費の執行状況

（単位：千円）

課名	旅費		食糧費	
	当期分	累計	当期分	累計
総務課	895	3,005	0	158
財政課	46	61	3	7
政策企画課	367	1,075	9	12
税務課	34	214	0	0
農林課	157	349	0	0
水産商工課	536	973	48	446
町民課	247	554	3	8
長寿福祉課	196	644	1	1
健康子ども課	630	1,768	0	0
建設課	66	274	0	0
都市計画課	54	745	0	0
上下水道課	15	103	0	0
消防防災課	863	2,283	5	359
議会事務局	571	2,211	67	126
選挙管理委員会事務局	7	24	169	174
監査委員室	155	227	0	0
農業委員会事務局	260	369	0	0
学校教育課	660	1,823	0	0
生涯学習課	359	1,392	27	27
合計	6,118	18,094	332	1,318